

## 基本給付金



※ 住居給付金又は移転給付金の支給には、別途、住居届又は移転届の提出が必要です。

| 提出対象者 | 提出書類    | 提出期限（必着） | 提出先    |
|-------|---------|----------|--------|
| 全員    | 振込口座届出書 | 11月1日（木） | 経理課経理係 |

### ◎支給額

一の給付期間につき、13万5,000円（規則2条1項）

ただし、通常修習期間の末日の属する給付期間等については、日割りによって計算されます。  
(規則2条1項ただし書、2項)

### ◎振込口座届出書に関する注意・連絡事項

- 1 修習給付金（基本給付金、住居給付金及び移転給付金）は、司法修習生本人の名義の口座に振り込む方法により支給します。  
振込口座届出書には、本人名義の口座（旧姓及び通称の口座は不可）を記載し、氏名のフリガナは金融機関に届け出たフリガナを記載してください。
- 2 複数の口座を指定することはできません。
- 3 振込を確実に行う必要があることから、やむを得ない事情がある場合を除き、振込口座の変更は控えてください。  
なお、改姓、銀行の統廃合など、届出内容に変更が生じる場合には、振込口座の名義等を変更する前に提出先の経理課経理係に連絡してください。
- 4 ゆうちょ銀行の通帳には、「記号・番号」と「店番・口座番号」の2種類が記載されていますが、「記号・番号」（5桁・8桁）を記載してください。
- 5 振込口座届出書により提供を受けた個人情報については、修習給付金の支給に関する事務を実施する目的のため、当該事務の委託を受けた者に提供することができます。

## ◎振込口座として指定できる金融機関

振込口座として指定できる金融機関は、日本国内の都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行、信託銀行、信用組合、農業協同組合等です。

なお、次の金融機関には振込はできません。 ※ 平成30年8月31日現在

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ジャパンネット銀行       | 兆豊國際商業銀行          |
| セブン銀行           | バンクネガラインドネシア      |
| じぶん銀行           | オーバーシー・チャイニーズ銀行   |
| 大和ネクスト銀行        | ユバフーラブ・フランス連合銀行   |
| ニューヨークメロン信託銀行   | D B S銀行           |
| GMOあおぞらネット銀行    | コメルツ銀行            |
| スタンダード・チャータード銀行 | ウリィ銀行             |
| パークレイズ銀行        | オーストラリア・コモンウェルス銀行 |
| クレディ・アグリコル銀行    | ステート・ストリート銀行      |